

公安委員会 説明資料No. 1	警察官の職務に協力援助した者の 災害給付に関する法律施行令の 一部を改正する政令案について	平成24年3月15日 給与厚生課
--------------------	---	---------------------

1 警察官の職務に協力援助した者の災害給付制度

一般の国民が警察官の職務に協力援助し、そのために災害（負傷、疾病、障害又は死亡）を受けた場合に、被災者及びその家族の生活の安定を図るため、国又は都道府県が療養その他の給付を行うもの。

2 改正の内容

(1) 給付基礎額の引下げ（第5条第2項関係）

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律により、一般職の職員の給与に関する法律における公安職俸給表（一）の俸給月額が改定されることに伴い、この額を算定の基礎としている給付基礎額の最高額の引下げを行う。

なお、最低額については、算定の基礎となる俸給月額の改定が行われないことから、改正の必要はない。

【現行】 14,200円 → 【改正後】 14,100円

(2) 介護給付の金額の引下げ（第7条の2第2項関係）

国家公務員災害補償法に基づいて定められる人事院規則の改正による介護補償の月額引下げに対応して、次の引下げを行う。

ア 常時介護の場合	【現行】	【改正後】
・ 実費補填の上限額	104,530円 →	104,290円
・ 親族介護の場合の定額	56,720円 →	56,600円
イ 随時介護の場合		
・ 実費補填の上限額	52,270円 →	52,150円
・ 親族介護の場合の定額	28,360円 →	28,300円

3 施行期日等（附則関係）

(1) 平成24年4月1日から施行する。

(2) 平成24年4月1日以後に給付の事由が生じた給付及び同日前に給付の事由が生じた年金たる給付で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の給付については、なお従前の例による。

4 今後の予定

閣 議 3月23日（金）

(※資料省略)

公安委員会 説明資料No. 2	探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について	平成24年3月15日 生活安全企画課
--------------------	---------------------------------------	-----------------------

1 改正の内容（営業開始時に交付された届出証明書の番号の継続的明示。別添1）

探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項に基づき、都道府県公安委員会は、探偵業の開始又は変更の届出があったときは、同法の施行規則で定めるところにより、届出証明書を交付しなければならないとされており、届出証明書に付される番号は、その探偵業者の固有の番号として広く使用されている現状にある。

探偵業者は、役員の氏名や住所といった頻繁に変更が生じる事項についても届出を行わなければならないが、その都度、新たな届出証明書が交付されるため、届出のたびに届出証明書の番号が変更される事態が生じ、顧客の困惑を招くという問題が生じていた。

このような実態を踏まえ、顧客保護のため、探偵業の開始の届出の際に交付を受けた届出証明書の番号を変更の届出の際に交付される届出証明書上でも明示することとし、もって、同一の探偵業者が営業開始時の届出証明書の番号を継続して表示できるようにするものである。

2 意見募集の結果（別添2）

平成24年2月3日（金）から平成24年3月3日（土）までの間、内閣府令案に対する意見公募手続を実施した結果、6件の意見が寄せられたが、本内閣府令案に関係する内容はなかった。

3 施行期日

平成24年6月1日から施行する。

（※別添省略）

## 1 改正の内容

- (1) 都道府県公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、遊技機の試験事務の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する指定試験機関に行わせることができる(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項)。
- (2) 同項に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項に規定する指定試験機関を指定する規則(平成16年国家公安委員会規則第2号)が定められ、財団法人保安電子通信技術協会が指定され、現在、試験事務を行っているところ。
- (3) このたび、財団法人保安電子通信技術協会にあつては、一般財団法人への移行を行い、その名称を一般財団法人保安通信協会に変更することとなった。
- (4) このため、規則を改正し、指定試験機関の名称及び試験事務を行う事務所の名称を変更するもの。

## 2 施行日

平成24年4月2日

1 公表の根拠

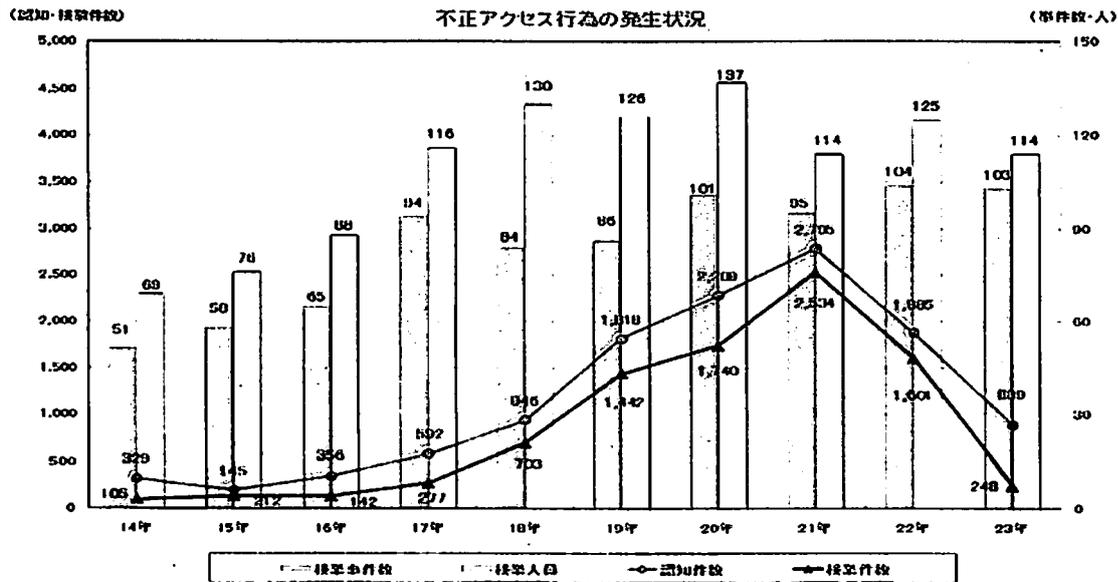
不正アクセス行為の禁止等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況を国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣が公表するもの。

2 不正アクセス行為の発生状況等

(1) 認知・検挙状況

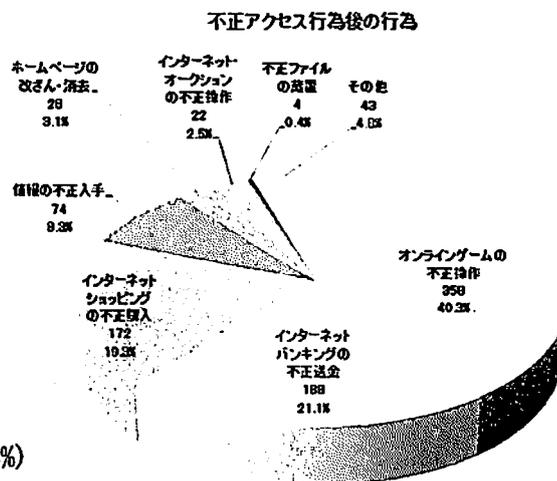
- 認知件数889件 (前年比-996件)
- 検挙件数248件 (-1, 353件)
- 検挙事件数103事件 (-1事件)
- 検挙人員114人 (-11人)

1~6  
頁



(2) 不正アクセス行為後の行為

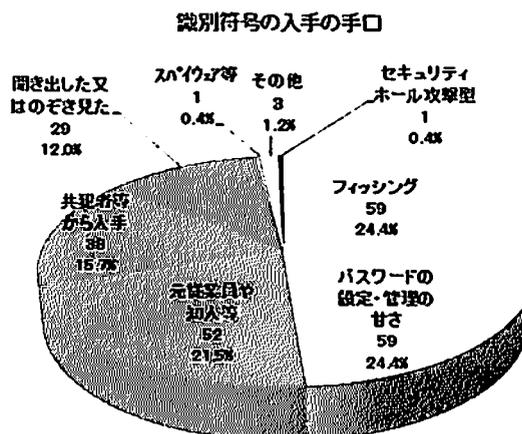
- オンラインゲームの不正操作が358件(認知件数全体の40.3%)
- インターネットバンキングの不正送金が188件(21.1%)
- インターネットショッピングの不正購入が172件(19.3%)
- 情報の不正入手<sup>注1</sup>が74件(8.3%)



注1 登録されているクレジットカード番号や個人情報を不正に取得する行為

### (3) 識別符号の入手の手口

- フィッシングサイトにより入手したものが59件  
(検挙件数の24.4%)
- 利用権者のパスワードの設定・管理の甘さにつけ込んだものが59件(24.4%)
- 識別符号を知り得る立場にあった元従業員や知人等によるものが52件(21.5%)



### (4) 不正アクセス防御上の留意事項

#### ア 利用権者の講ずべき措置

- フィッシング被害防止のため、安易に個人情報を入力しないなどの個人情報の適正な取扱い。
- 推測が容易なパスワードを避けるとともに定期的に変更するなどパスワードの適切な設定・管理。
- ウイルス対策ソフトウェアの利用及び随時更新。

#### イ アクセス管理者の講ずべき措置

- ワンタイムパスワード<sup>注2</sup>等による個人認証の強化。
- 定期的に変更を促す仕組み等の構築。
- 元従業員の識別符号を削除するなどの適切な管理の徹底。
- SQLインジェクション<sup>注3</sup>被害防止のためのプログラムの点検。

注2 インターネット銀行等における認証用のパスワードであって、認証の度にそれを構成する文字列が変わるものをいう。

注3 SQLというプログラム言語を用いて、企業等が個人情報を管理するデータベースを外部から不正に操作する行為をいう。

### 3 不正アクセス関連行為の関係団体への届出状況について (経済産業省担当部分)

10～  
19頁

### 4 アクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況 (総務省担当部分)

20～  
44頁

### 5 警察の今後の対応

#### (1) 被害通報の促進

不正アクセス行為を認知した場合の通報を促進するとともに、全国における不正アクセス行為等の発生状況を集約・分析し、事案の規模・内容に即した都道府県警察間の合同・共同捜査等により、効

6～9  
頁

率的、効果的な捜査を推進する。

(2) 広報啓発活動の推進

「不正アクセス防止対策に関する行動計画」に基づき、情報セキュリティ関連企業・団体等と連携して、不正アクセス行為やID・パスワードの使い回しについての注意喚起や対策の周知を行うとともに、警察庁ホームページ、パンフレット等を活用した広報啓発を推進する。

※ ここ数年、ID・パスワードが使い回しされている状況につけ込んだ「連続自動入力プログラムによる不正ログイン攻撃」が発生している（別紙参照）。

(3) フィッシング等の処罰化

フィッシング等により他人の識別符号を不正に取得する行為が多発していることから、フィッシング行為やID・パスワードの不正取得の禁止・処罰化等を含む不正アクセス禁止法の改正案を今国会に上程している。

(※別紙省略)

公安委員会 説明資料No. 5	「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等について	平成24年3月15日 犯罪収益移転防止管理官
<p>1 概要</p> <p>犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号。以下「改正法」という。）の施行等に伴い、犯罪収益移転防止法施行令等の下位法令の整備を行うもの。</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 犯罪収益移転防止法施行令の一部改正（別添1）</p> <p>ア <u>ハイリスク取引（マネー・ローンダリングのリスクの高い取引）の類型</u>に含まれる取引を定める。</p> <p>イ ハイリスク取引の一類型である、犯罪による収益の移転防止に関する制度の整備が不十分と認められる国又は地域に居住又は所在する者との取引について、その<u>国又は地域</u>を定める。</p> <p>ウ ハイリスク取引に際し資産及び収入の状況の確認を行わなければならないこととなる<u>一定額（敷居値）</u>を定める。</p> <p>(2) 改正法の施行期日を定める政令（別添2）</p> <p>改正法の施行日は、<u>平成25年4月1日</u>とする。</p> <p>(3) 犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正（別添3）</p> <p><u>通常の取引における新たな確認事項の確認方法、ハイリスク取引における確認方法等</u>について定める。</p> <p>(4) その他の法令の整備（別添1、3、4及び5）</p> <p>改正法及び(1)の改正に伴い、保険業法施行令等の関係政令、疑わしい取引における情報通信の技術の利用に関する規則（内閣府等令）、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（国家公安委員会規則）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する細則（警察庁訓令）について、所要の規定の整備を行う。</p> <p>3 意見公募手続の実施結果（別添6）</p> <p>平成23年12月23日（金）から24年1月27日（金）までの36日間、2(1)及び(3)について、意見公募手続を実施した結果、33通の御意見が寄せられた。</p> <p>4 政令案の今後の予定</p> <p>3月21日（水）閣議決定（金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と共同請議）</p>		

(※別添省略)

公安委員会 説明資料No. 6	平成24年度国家公安委員会・警察庁 交通安全業務計画（案）について	平成24年3月15日 交通企画課
<p>1 交通安全業務計画の作成</p> <p>(1) 作成の根拠  交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条の規定により、指定行政機関（国家公安委員会、警察庁ほか14機関）の長が、交通安全基本計画に基づき、その所掌事務に関し、毎年度、</p> <p>① 交通の安全に関し、指定行政機関が講ずべき施策  ② 都道府県等が講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項  について定めるもの。</p> <p>(2) 報告及び通知  指定行政機関の長は、作成した交通安全業務計画について、内閣総理大臣に報告するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>2 平成23年度交通安全業務計画からの主な変更点（第2章）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1 1 (1) 「社会資本整備重点計画に即した交通安全施設等整備事業の推進」 2頁  社会資本整備重点計画が平成24年度中に見直される予定であることを踏まえ、同計画に盛り込まれる予定の事業に関する記述を修正及び追加した。</li> <li>○ 第1 2 (5) 「道路管理者等と連携した対策の展開」 3頁  平成23年5月発出の「危険箇所を発見するための二次点検プロセスの推進について（通達）」を踏まえ、二次点検プロセスに関する記述を追加した。</li> <li>○ 第1 4 (1) 「生活道路等における人優先の安全安心な歩行空間の整備」 5頁  市街地等における生活道路の安全対策の推進の観点から、関係する記述を修正及び追加した。</li> <li>○ 第1 4 (2) 「自転車通行環境の整備」等 5頁  平成23年10月発出の「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について（通達）」を踏まえ、自転車に関する項目において記述を修正及び追加した。 13頁 24頁</li> <li>○ 第1 9 (3) 「大規模災害を想定した広域的な交通規制計画の策定及び訓練の実施」等 10頁 21頁 東日本大震災を踏まえ、大規模災害対策に関する項目において記述を修正及び追加した。</li> <li>○ 第3 1 (4) 「高齢運転者対策の充実」 18頁  運転経歴証明書制度の改正を踏まえ、同制度の広報に関する記述を追加した。</li> <li>○ 第3 3 (2) 「障害者等に対する運転適性相談活動等の充実」等 21頁 25頁  鹿沼市で発生した児童6人死亡事故を踏まえ、一定の病気にかかっている者に対する運転適性相談活動等の充実や交通事故捜査に関する記述を修正及び追加した。</li> </ul>		

(※別紙省略)

公安委員会  
説明資料No. 7

平成24年度会計監査実施計画  
について

平成24年3月15日  
会計課

(略)

1 サイバー犯罪の検挙状況

(1) ネットワーク利用犯罪

ネットワーク利用犯罪検挙は5,388件（前年比+189件、+3.6%）で、過去最高を記録。

○ わいせつ物頒布等事犯検挙は699件（+481件、+220.6%）で、全国協働捜査方式の本運用により大幅な増加。

○ ネットワーク利用詐欺検挙は899件（-667件、-42.6%）で、詐欺防止対策の推進により、インターネット・オークション詐欺を中心に減少。

(2) コンピュータ・電磁的記録対象犯罪等

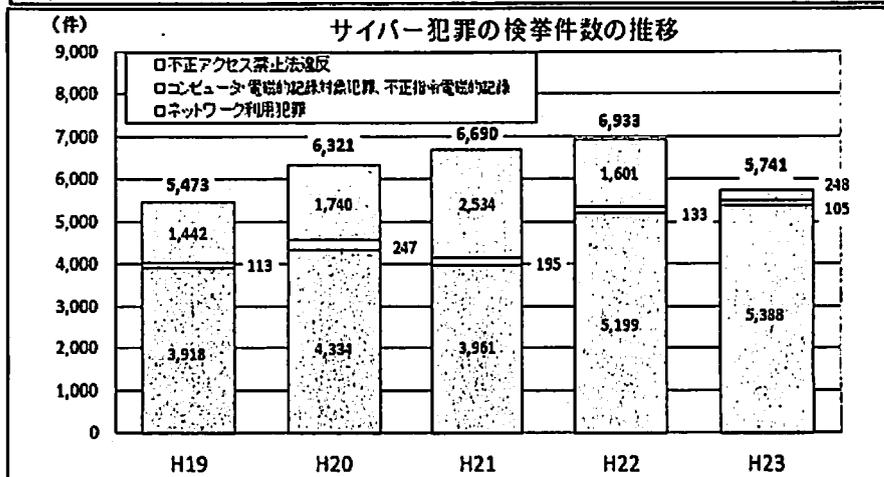
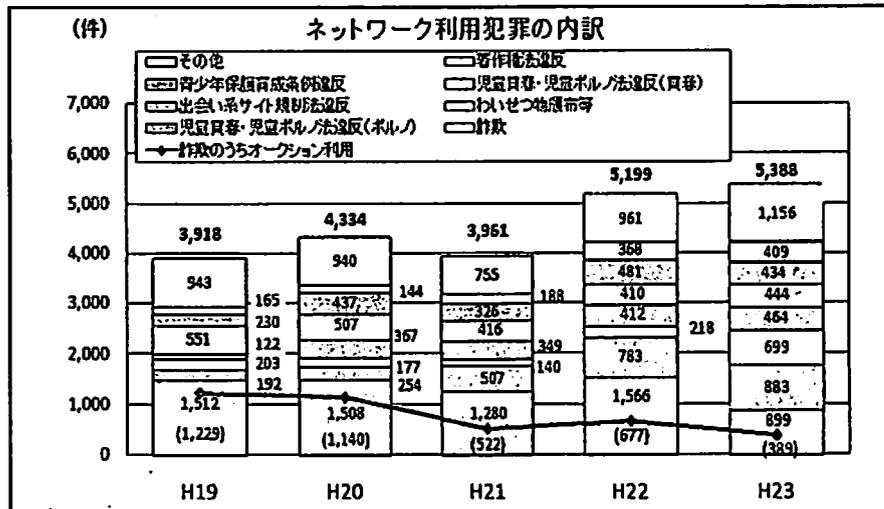
刑法に規定されるコンピュータ・電磁的記録対象犯罪及び不正指令電磁的記録に関する罪を対象とした犯罪検挙は105件（-28件、-21.1%）。

なお、刑法の一部改正により新設された「不正指令電磁的記録に関する罪（ウイルス罪）」検挙は3件。

(3) 不正アクセス禁止法違反

不正アクセス禁止法違反検挙は248件（-1,353件、-84.5%）と、大幅に減少（検挙事件数及び検挙人員は横ばい）。

[1頁]

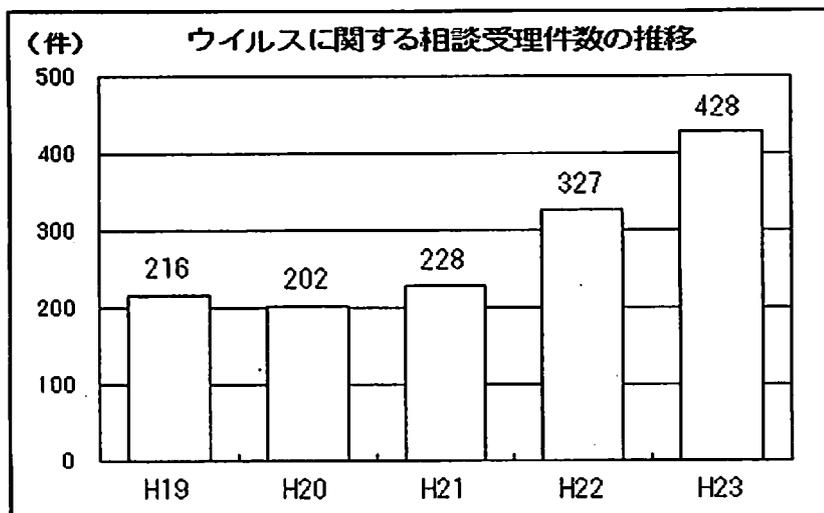
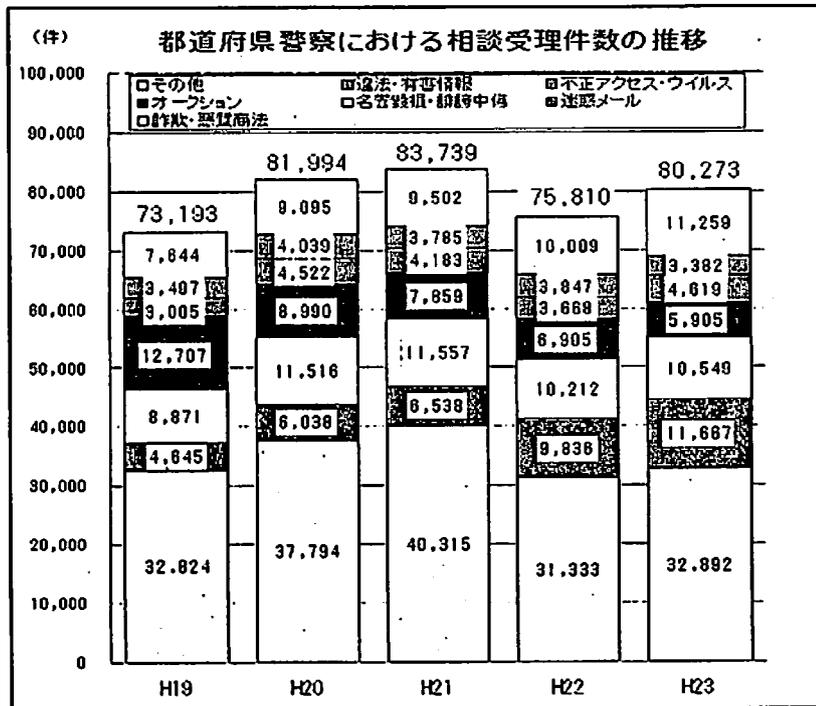


## 2 サイバー犯罪等に関する相談状況

平成23年中に都道府県警察の相談窓口で受理したサイバー犯罪等に関する相談件数は80,273件（前年比+4,463件、+5.9%）。

- 詐欺・悪質商法に関する相談は32,892件（+1,559件、+5.0%）。
- 迷惑メールに関する相談は11,667件（+1,831件、+18.6%）で、平成14年以降、増加傾向。
- インターネット・オークションに関する相談は5,905件（-1,000件、-14.5%）で、平成17年をピークに減少傾向。
- 不正アクセス等に関する相談は4,191件（+850件、+25.4%）。
- ウイルスによる被害に関する相談は428件（+101件、+30.9%）で、平成23年7月の改正刑法施行後、増加傾向。

[ 4 頁 ]



### 3 インターネット上の自殺予告事案への対応

インターネット上の自殺予告事案について、平成23年中に都道府県警察がプロバイダ等から情報開示を受け対応した件数及び人数は、329件333人（前年比+49件、+45人）。

#### (1) 認知の端緒

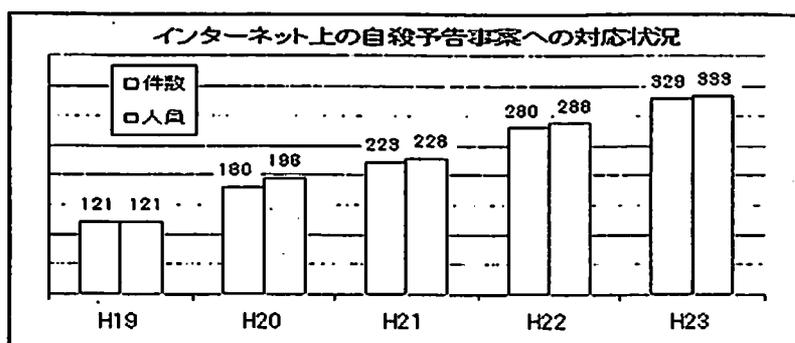
- 一般からの通報が193件（+53件、+37.9%）。
- サイト管理者からの通報が100件（-1件、-1.0%）。

#### (2) 対応状況

- 自殺を図った者は20人、うち死亡者が5人、救護等により存命した者が15人。

※存命した者のうち、警察官による発見、救護は8人。

- 自殺のおそれのある81人に対し、本人への説諭、家族への監護依頼等の自殺防止措置を実施。



### 4 今後の対策

#### (1) 取締りの強化

- 平成23年7月に刑法の一部改正により「不正指令電磁的記録に関する罪（ウイルス罪）」が新設されたことに伴い、本罪の積極的な事件化に向け、情報集約や分析、取締体制の整備を推進する。
- 不正アクセス事犯の取締りの強化及び不正アクセス防止対策を推進する。
- 平成23年7月から本運用した全国協働捜査方式により、インターネット上の違法・有害情報の取締りを推進し、定着を図る。

#### (2) サイバー犯罪に関する相談窓口の充実強化

不正アクセス事犯等の潜在化し易い事犯については、より早期に被害申告を受け付け、迅速かつ的確な取締りや被害抑止対策を行うため、サイバー犯罪相談窓口の体制整備と充実強化を推進する。

#### (3) インターネット上の自殺予告事案への迅速な対応

インターネット上の自殺予告事案に対しては、引き続きプロバイダ等の協力を得て、迅速な発信者の特定や保護、救助等自殺予防措置を推進する。

（※別紙省略）

## 1 事案の概要

昨年、大阪府福島警察署において、平成15年発生<sup>の</sup>未解決強盗強姦事件の証拠物件として保管されていたタバコの吸い殻1本の紛失が発覚したが、同署刑事課長が、部下の警部補に指示し、自らが用意した同事件と無関係の吸い殻を証拠物件として保管することにより、その発覚を免れようとしたもの。

## 2 関係職員

- (1) 大阪府福島警察署 刑事課長(当時) 警部 55歳
- (2) 大阪府福島警察署 刑事課司法係長(当時) 警部補 45歳

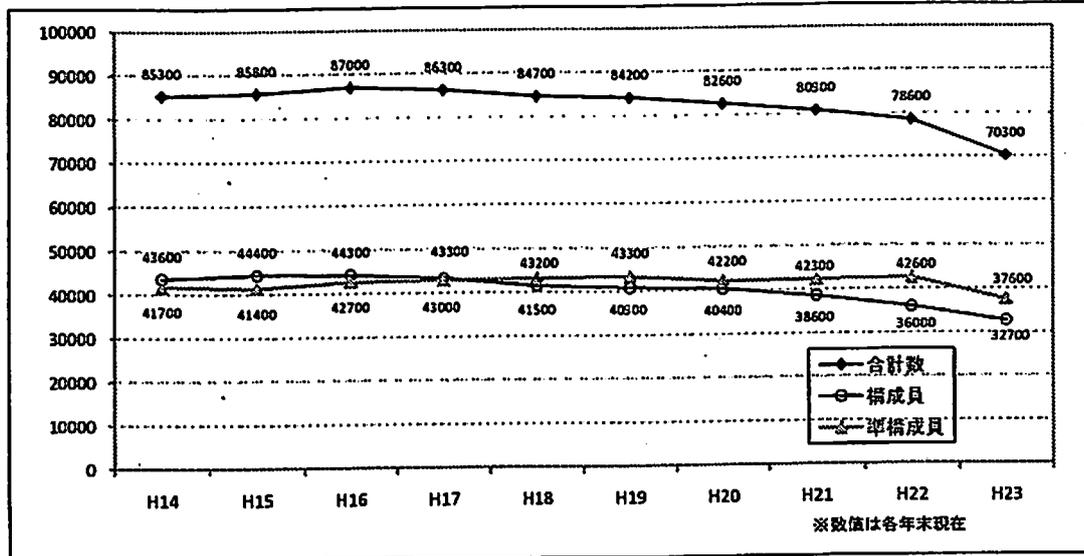
## 3 発覚の経緯

本年2月、他署が傷害事件で検挙した被疑者の指紋が、上記事件の現場遺留指紋と一致した旨の連絡が入った。その後、当時、刑事課長と司法係長が「吸い殻がない」と話していたことを思い出した捜査員が、当該事件の証拠品が全て整っていることを不審に思い、当時の司法係長に確認したところ、本事案が発覚した。

## 4 対応状況

- 大阪府警察において、本件不適正事案に至った経緯や動機を含めた事実関係の究明
- 大阪府警察における、証拠物件の保管管理に係る問題点の検証
- 警察庁において、大阪府警察の対応状況を踏まえた再発防止策の検討

1 暴力団構成員等の状況

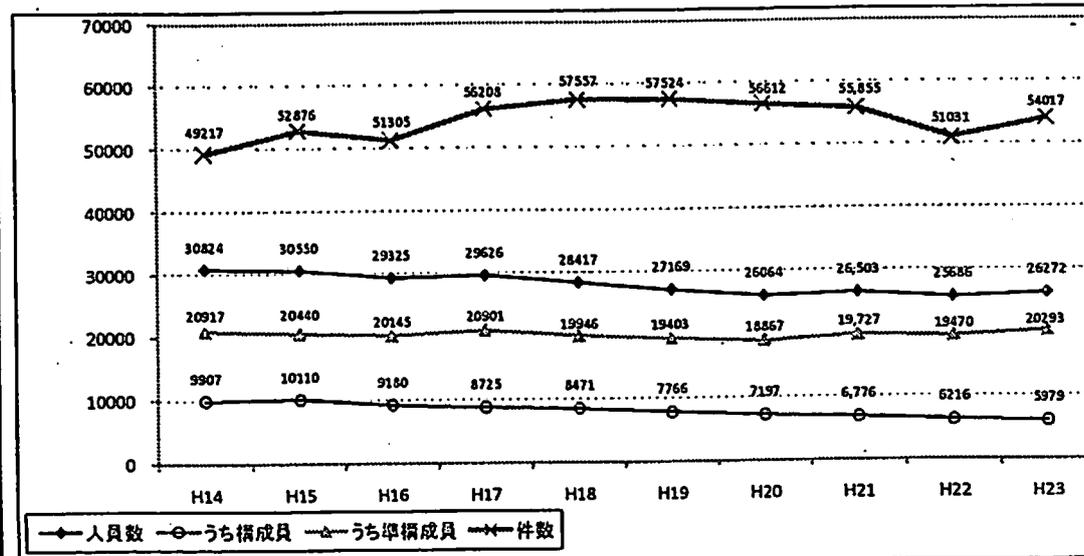


3～  
6頁

- 暴力団構成員等は、2年連続で暴力団対策法施行後最少を更新
- 暴力団構成員は、6年連続で暴力団対策法施行後最少を更新
- 山口組は、暴力団構成員全体の46.5%を占め、依然として一極集中が顕著

2 暴力団犯罪の発生・検挙状況

(1) 検挙状況



7～  
10頁

- 減少傾向にあった検挙人員及び件数が増加

○ 威力利用型の傷害、恐喝の検挙人員が減少傾向、一方で窃盗、詐欺の検挙人員が増加傾向

○ 関係企業や共生者の利用、各種事業活動への進出、各種融資制度の悪用等により、資金獲得活動を一層潜在化、多様化

(2) 山口組・弘道会に対する集中取締り

区分	年次	H19	H20	H21	H22	H23
山口組直系組長		2	4	6	25	17
弘道会直系組長		—	—	3	11	19
弘道会直系組織幹部		—	—	14	32	42

※ H19、H20については、弘道会直系組長及び弘道会直系組織幹部の統計をとっていない。

○ 弘道会ナンバー2の若頭を詐欺で検挙（愛知、5月）するなど、中枢幹部に対する取締りを強化

(3) 企業を対象とした加害行為事案の発生状況

○ 暴力団等によるとみられる企業を対象とした加害行為事案の発生件数が増加（27件（+16件）、うち2件を検挙※）

※ 1件は、24年1月中に検挙

年次	区分	件数	銃器使用	爆発物使用	火炎瓶使用	その他
H22		11	3	2	0	6
H23		27	10	2	4	11

※ 平成22年より前は、統計をとっていない。

(4) 対立抗争事件の発生状況等

○ 道仁会と九州誠道会との対立抗争が再燃（13件（+13件）（うち2件検挙、死者4名（+4名）、負傷者4名（+4名））

○ 銃器発砲事件、拳銃押収丁数がともに増加（32件（+15件）、（121丁（+23丁））

3 暴力団対策法の施行状況等

○ 道仁会と九州誠道会との対立抗争の再燃により、事務所使用制限命令を27件発出（+27件、平成17年以来の発出）

○ 中止命令は2,064件（-66件）、再発防止命令は93件（+8件）

4 暴力団排除条例の施行状況等

○ 全都道府県において制定・施行

○ 適用状況については、勧告62件、中止命令2件※、検挙3件等

※ 1都10県の条例において、暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせることを禁止

11～

13頁

13～

14頁

14～

16頁

25～

29頁

32～

33頁

する命令制度が存在する。

## 5 社会全体による暴力団排除の推進

- 公共事業からの暴力団排除を推進
- 銀行業、建設業、不動産業等からの暴力団排除を推進
- 事務所撤去等運動に対する支援を推進
- 「保護対策実施要綱」を制定し、身辺警戒員（略称「PO」 Protection Officer）を指定して警戒体制を強化
- 暴力団情報の部外提供の在り方を見直し、事業者等からの要請に対応
- 各省庁、自治体、業界団体等と連携を図りながら、東日本大震災に係る復旧・復興事業からの暴力団排除を推進

34～  
42頁

## 6 今後の取組方針

### (1) 山口組・弘道会対策の推進

- 山口組・弘道会を支える中枢幹部の徹底検挙
- 暴力団関係企業・共生者に重点を置いた資金源対策の推進

### (2) 企業を対象とした加害行為事案の捜査の徹底と保護対策の強化

捜査を徹底して被疑者を検挙するとともに、暴力団排除に取り組む者の安全を確保するため、保護対策をより一層強化

### (3) 対立抗争事件の捜査の徹底と抗争の拡大防止

捜査を徹底して被疑者を検挙するとともに、事務所使用制限命令の発出等により、抗争の拡大を防止

### (4) 社会全体による暴力団排除の推進

- 暴力団排除条例の効果的活用
  - 事務所撤去運動等に対する支援
  - 暴力団情報の提供等による暴力団排除活動の支援
  - 公共事業や各種業・取引等からの暴力団排除の促進
  - 東日本大震災の復旧・復興事業における暴力団・暴力団関係企業等の介入阻止に向けた取組
- などを一層徹底し、暴力団の弱体化・壊滅を目指す方針

### 1 自動車安全運転センター評議員会

自動車安全運転センターに、定款の変更、業務方法書の変更、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置くこととされており、評議員会は、評議員20名以内で組織することとされている。

### 2 評議員の任命

評議員は、道路の交通に起因する障害の防止について識見を有する者のうちから、国家公安委員会の認可（長官専決）を受けて、理事長が任命することとされている。

### 3 今回の認可申請

今回、評議員9名の任期満了に伴い、8名の再任並びに2名の就任について認可申請がなされたもので、任期は平成24年3月18日から2年間である。

- 安藤 忠夫（社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会会長）
- 垣本由紀子（日本ヒューマンファクター研究所顧問兼安全人間工学研究室長）
- 関 政治（全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長）
- 橋本 光男（全国知事会事務総長）
- 仁平 罔雄（公益財団法人日本交通管理技術協会会長）
- 橋本鋼太郎（社団法人日本道路協会会長）
- 山村レイコ（エッセイスト、ラリースト）
- 山口 浩一（全国交通運輸労働組合総連合中央執行委員長）

※ 以上、再任者（8名）

- 永吉 直人（全国共済農業協同組合連合会全国本部自動車部長）
- 石田 敏郎（早稲田大学人間科学学術院人間情報科学科教授）

※ 以上、就任者（2名）